

平成三十年十二月五日提出
質問第一四〇号

夜間支援体制加算に関する質問主意書

提出者 高木錬太郎

夜間支援体制加算に関する質問主意書

障がい者グループホームにおける夜間支援体制加算については、制度に矛盾点があると指摘されている。具体的には、①対象利用者が七人から八人に増えると、加算単価が、住居全体では一日当たり百五十二単位、率にして十一・三パーセントの減額となり、夜間支援員一人が支援する人数が増えるにもかかわらず、加算給付が減ることになる、②利用者の一部のみを夜間支援の対象とすることができないため、夜間支援の要否にかかわらず、住居の利用者が増えるごとに加算単価が減額される、③基本サービス費は、入居定員が八人以上の場合九十五パーセントに減算される、④夜間支援員以外の人員配置基準との関係で、利用者が一人増えた場合に必要な増員に見合った給付総額に達しない、⑤夜間支援対象者の算定方法が、夜間支援（宿泊）の回数ではなく、基本サービスの利用日数に基づいているため、実績と算定結果との間に乖離が生じ、現場の実情に合致していない、といった矛盾が生じている。これらの、夜間支援体制加算に係る矛盾点は解消されるべきと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。